

松浦市監査委員公表第18号

監査の結果に係る措置状況の報告があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月19日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

措置状況報告

子育て・こども課

指摘等を受けた事項	措置状況
2.支出事務 【指摘事項】 研修会講師(市外在住)の実費弁償について、その旅行に要する時間が5時間以上の場合に該当するもので、旅行諸費が支給されていないものが あつた。	ご指摘のことにつきましては、該当する講師の方へ旅行諸費を支給しました。今後は旅行諸費の支給について、支給漏れがないようにいたします。
3.契約事務 【指摘事項】 イ 隨意契約の契約手続きにおいて予定価格を定めていないものがあった。松浦市財務規則第86条3項で「随意契約を締結しようとするときは、第78条の規定に準じて予定価格を定めるものとする」と規定されており、予定価格については事前に定めておかれたいたい。	ご指摘のことにつきましては、実施伺いの際に、予算額を記載することによって予定価格を示したものと誤認していたことによるものです。今後は、財務規則に従い事前に予定価格を定めて、適正な契約事務手続きを行います。課の職員には周知し、指導を行いました。
【指導事項】 予定価格が5万円を超えるものについての1者随意契約を行う場合の実施伺等で、根拠法令の適用条項(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)の記載はあるが、財務規則上の根拠規定が示されていないものがあった。決裁文書には「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨も併記し、法令及び例規に該当する根拠を示されたい。	ご指摘のことにつきましては、財務規則の内容を確認し、根拠規定を決裁文書に併記しました。また、併せて課の職員に周知し、指導を行いました。
4.財産管理事務 【指摘事項】 行政財産の目的外使用許可について、起案用紙に会計課長の決裁を受けていないものがあつた。松浦市財務規則第109条第2項の規定に基づき処理されたい。	ご指摘のことにつきましては、会計課長の決裁を受けました。今後は財務規則の規定に基づき、適正に処理を行います。
【指導事項】 行政財産の目的外使用許可の決裁について、起案用紙に使用許可の根拠が記載されていなかつた。行政財産の目的外使用許可は行政処分であることから、起案文書には許可の根拠を明記されたい。	ご指摘のことにつきましては、財務規則の内容を確認し、根拠規定を決裁文書に記載しました。今後は財務規則の規定に基づき、適正に処理を行います。

未措置理由書

子育て・こども課

指摘等を受けた事項	未措置である理由
1. 収入事務 【指摘事項】 鷹島保育園関連用地借地料について、市と園との間で取り交わした覚書には、使用料の半額を4月末日までに市に支払うものとするとなっているが、所定の請求事務がなされていなかった。	ご指摘のことにつきましては、請求事務を失念していたことにより生じたものです。今年度の借地料については、園と協議のうえ、覚書に準じて2回に分けて納付していただくこととし(園に納付書送付済み)、速やかに納付していただくよう、会計事務を進めます。今後は、市と園で取り交わした覚書等に沿って適切な事務を行います。
3. 契約事務 【指摘事項】 ア 鷹島保育園園庭の一部及び駐車場の使用について、市と園との間で賃貸借契約が締結されていなかった。	ご指摘のことにつきましては、お互いに多忙な時期となったため、協議の時間が取れず、契約等の締結には至っておりませんが、園へ現状の課題(指摘事項)について説明し、借地(園庭の一部及び駐車場)の使用については、協議の上、その内容をもって、契約書等の書面を作成し適切に管理を行うこと及び書面の作成時期につきましては、現在、年度ごとに交わしている借地料の費用負担に係る「覚書」の更新に併せて行うことといたします。